

長期優良住宅建築等計画の認定等に関する手数料 (新築の場合)

① 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料(法第5条第1項から第7項関係)

(単位:円)

区分		金額
品確法の規定による確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	戸建住宅	12,600 → 12,760
	共同住宅等 500m ² 以内のもの 500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの 1,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの 3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの 5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの 10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの 20,000m ² を超え 30,000m ² 以内のもの 30,000m ² を超えるもの	22,500 → 22,810
		35,500 → 35,880
		62,400 → 63,010
		96,200 → 97,180
		149,900 → 151,450
		249,500 → 251,950
		319,100 → 322,300
		362,300 → 365,850
上記の添付がない場合	戸建住宅	45,400 → 45,930
	共同住宅等 500m ² 以内のもの 500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの 1,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの 3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの 5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの 10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの 20,000m ² を超え 30,000m ² 以内のもの 30,000m ² を超えるもの	106,100 → 107,230
		169,500 → 171,220
		334,400 → 337,710
		598,500 → 604,370
		1,028,400 → 1,038,530
		1,902,200 → 1,920,920
		2,717,700 → 2,744,350
		3,329,100 → 3,361,760

※建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。

② 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(法第8条第2項関係)

(単位:円)

区分		金額
品確法の規定による確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	戸建住宅	6,300 → 6,400
	共同住宅等 (当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の合計)	500m ² 以内のもの
		22,500 → 22,810
		35,500 → 35,880
		62,400 → 63,010
		96,200 → 97,180
		149,900 → 151,450
		249,500 → 251,950
上記の添付がない場合	戸建住宅	22,700 → 22,980
	共同住宅等 (当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の合計)	500m ² 以内のもの
		106,100 → 107,230
		169,500 → 171,220
		334,400 → 337,710
		598,500 → 604,370
		1,028,400 → 1,038,530
		1,902,200 → 1,920,920

※建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。

③ 諾受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の認定変更申請手数料(法第9条第1項関係)

1件 3,000円 → 3,050円

④ 長期優良住宅建築等計画の認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料(法第10条関係)

1件 3,000円 → 3,050円

⑤ 長期優良住宅建築等計画の区分所有住宅の管理者等が選任された場合の変更認定申請手数料(法第9条第3項関係)

1件 3,000円 → 3,050円

⑥ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料(法第18条関係)

1件 160,000円 → 157,660円

長期優良住宅建築等計画の認定等に関する手数料 (増改築、建築行為を伴わない既存住宅の場合)

① 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料(法第5条第1項から第7項関係)

(単位:円)

区分		金額
品確法の規定による確認書又はその写しの添付がある場合	戸建住宅	18,600 → 18,790
	共同住宅等	500m ² 以内のもの 33,500 → 33,870
		500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの 54,900 → 55,480
		1,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの 91,200 → 92,160
		3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの 146,000 → 147,430
		5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの 222,600 → 224,820
		10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの 377,800 → 381,600
	20,000m ² を超え 30,000m ² 以内のもの 478,400 → 483,100	
	30,000m ² を超えるもの 543,100 → 548,430	
上記の添付がない場合	戸建住宅	67,800 → 68,540
	共同住宅等	500m ² 以内のもの 158,900 → 160,500
		500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの 253,900 → 256,480
		1,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの 501,300 → 506,220
		3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの 897,400 → 906,210
		5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの 1,542,300 → 1,557,450
		10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの 2,853,000 → 2,881,030
		20,000m ² を超え 30,000m ² 以内のもの 4,076,200 → 4,116,180
	30,000m ² を超えるもの 4,993,300 → 5,042,290	

※建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。

② 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(法第8条第2項関係)

(単位:円)

区分		金額
品確法の規定による確認書又はその写しの添付がある場合	戸建住宅	9,300 → 9,410
	共同住宅等	500m ² 以内のもの 33,500 → 33,870
		500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの 54,900 → 55,480
		1,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの 91,200 → 92,160
		3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの 146,000 → 147,430
		5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの 222,600 → 224,820
		10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの 377,800 → 381,600
	20,000m ² を超え 30,000m ² 以内のもの 478,400 → 483,100	
	30,000m ² を超えるもの 543,100 → 548,430	
上記の添付がない場合	戸建住宅	33,900 → 34,290
	共同住宅等	500m ² 以内のもの 158,900 → 160,500
		500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの 253,900 → 256,480
		1,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの 501,300 → 506,220
		3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの 897,400 → 906,210
		5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの 1,542,300 → 1,557,450
		10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの 2,853,000 → 2,881,030
		20,000m ² を超え 30,000m ² 以内のもの 4,076,200 → 4,116,180
	30,000m ² を超えるもの 4,993,300 → 5,042,290	

※建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。